

別紙 2

(1) 第 1 号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助 令和 6 年 6 月 1 日から

サービス名称	指定相当訪問型サービス	訪問型緩和サービス
基本サービス費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定相当訪問型サービス費 I (20分未満) 163 単位/回</li> <li>●指定相当訪問型サービス費 II (20分以上30分未満) 244 単位/回</li> <li>●指定相当訪問型サービス費 III (30分以上60分未満) 387 単位/回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問型緩和サービス費 I (20分以上45分未満) 179 単位/回</li> <li>●訪問型緩和サービス費 II (45分以上) 220 単位/回</li> </ul>
初回加算	算定あり	算定なし
処遇改善加算	指定相当訪問型サービス I 処遇改善加算 (I) 40 単位 指定相当訪問型サービス II 処遇改善加算 (I) 60 単位 指定相当訪問型サービス III 処遇改善加算 (I) 95 単位	訪問型緩和サービス費 I 処遇改善加算 (I) 44 単位 訪問型緩和サービス費 II 処遇改善加算 (I) 54 単位
同一建物減算	指定訪問介護事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上住居する建物の利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、指定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。	
利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●週 2 回まで（介護予防ケアマネジメントによる）</li> <li>●総合事業対象者又は要支援 2 の人のうち、市が必要認めた場合週 3 回まで</li> </ul>	
限度額管理	原則 対 象	
利用者負担	介護報酬告示上の額に各用者の介護保険証負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする	
請求方法	国 保 連 経 由	

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。